# ID:　49

## 担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 許可の取消し及び使用の中止 | | | |
| **例規名**  **根拠条項** | | 常盤ふるさと資料館あすか設置及び管理に関する条例　第8条(第13条第2項において読み替える場合を含む。) | | | |
| **例規番号** | | 平成17年条例第79号 | | | |
| 【根拠条文】  (許可の取消し及び使用の中止)  第8条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。ただし、これらの行為により、使用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会は責任を負わない。  (1)　その使用が施設及び設備の維持管理上悪影響を及ぼすと認めたとき。  (2)　他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。  (3)　使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。  (4)　使用者が許可された目的以外に使用し、又は使用しようとしたとき。  (5)　使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。  (6)　その他教育委員会が特別な理由があると認めたとき。  【基準】  根拠条文及び藤崎町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。  (規制及び使用料の返還)  第3条　町長及び教育委員会(以下「町長等」という。)は、個別条例等の定めにもかかわらず、公共施設の利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。  2　町長等は、既に公共施設の利用の許可がなされている場合においても、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該許可を取消すことができるものとする。この場合において、当該取消しに伴う損害賠償の責めを負わない。  3　町長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |